7　減免・割引など

制　度　名　称	対　象　者	内　容
⑴　所得税等の所得控除額等 窓　口 ・所得税・相続税 贈与税 …吹田税務署 〒564-8515 吹田市片山町 3－16－22 （電話 6330-3911） ・個人事業税 …三島府税事務所 〒567-8515 茨木市中穂積 1－3－43 (電話 072-627-1121) (FAX 072-627-1327) ・住民税 …市役所市民税課 （202番窓口） （電話 6384-1248） （FAX 6368-7344）	身体障がい者手帳、療育手帳（判定書）及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者が、次表の税について所得控除等が受けられます。	

種類	内　容	金　額
所得税	障がい者控除（本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障がい３～６級、知的障がい中度、軽度、精神障がい２・３級の場合）	所得控除 27万円
	特別障がい者控除（本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障がい１・２級、知的障がい重度、精神障がい１級の場合）	所得控除 40万円
	同居特別障がい者に係る障がい者控除（同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で本人等と同居している場合）	所得控除 75万円
	小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金等）	所得控除 掛金の全額
	心身障がい者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除く。）を受けた場合	非　課　税
住民税	障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 26万円
	特別障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 30万円
	同居特別障がい者に係る障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 53万円
	小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金等）	所得控除 掛金の全額
	前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者	非　課　税
	前年の合計所得金額が135万円を超え145万円までの障がい者	所得割の1/2を減額
	前年の合計所得金額が145万円を超え160万円までの障がい者	所得割の1/4を減額
個人事業税	両眼の視力を喪失した者又は両眼の視力（屈折異常のある者は矯正視力）が0.06以下の視覚障がいのある者が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	課税対象外

		相続税	障がい者控除（日本国内に住所があり、かつ法定相続人である障がい者が、相続又は遺贈により財産を取得した場合）	85歳までの年数に10万円（特 別障がい者は20万円）を乗じた額を控除	
			心身障がい者扶養共済制度により支給される給付金を受ける権利を相続や贈与で取得した場合	非課税（贈与税についても非課税）	
		贈与税	特定障がい者扶養信託契約に基づく、特定障がい者の方を受益者とする財産の信託があったとき、 ・特定障がい者が特別障がい者の場合 信託受益権の価額のうち6,000万円まで ・特定障がい者が特別障がい者以外の場合 信託受益権の価額のうち3,000万円まで ※特定障がい者とは、①特別障がい者及び②障がい者のうち精神に障がいのある方をいいます。	非　課　税	

⑵　軽自動車税
種別割の減免

窓口

…市役所税制課
（201番窓口）

※軽四輪の他、原動機付自転車やバイク等の車種も対象となります。

※自家用のものに限ります（事業用は適用外です）。

※減免の対象となる場合は、原則、全額免除となります。

※減免の判定は、対象年度の4月1日を基準とします。

※詳しくは、税制課までお問い合わせください。

（電話 6384-1244）
（FAX 6368-7344）

次の障がいに該当する方で、障がい者本人又はその同一生計のご家族が所有・運転される車両について、軽自動車税種別割が減免されます。減免の対象となる自動車は、普通自動車を含め、１人の障がい者について１台に限ります。

※　18歳以上の【　】内の障がいについては、車の所有者および運転者が障がい者本人でなければ適用されません。

障がいの区分	障がいの級別
視覚障がい	１級～６級【５、６級】
聴覚障がい	２級～４級、６級【６級】
平衡機能障がい	３級、５級【５級】
上肢不自由	１級～６級【４級～６級】
下肢不自由	１級～６級【４級～６級】
体幹不自由	１級～３級、５級【５級】
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（上肢機能障がい）	１級～６級【５、６級】
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（移動機能障がい）	１級～６級【５、６級】
心臓機能障がい	１、３、４級【４級】
じん臓機能障がい	１、３、４級【４級】
呼吸器機能障がい	１、３、４級【４級】
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	１、３、４級【４級】
小腸の機能障がい	１、３、４級【４級】
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	１級～４級【４級】
音声・言語またはそしゃく機能障がい	３、４級
肝臓機能障がい	１級～４級【４級】
知的障がい	Ａ、Ｂ１、Ｂ２
精神障がい	１級の手帳を所持し、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方

制度名称	内容

⑶ 自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免

窓口

・既に自動車を所有している場合の自動車税種別割の減免
…三島府税事務所
〒567-8515
茨木市中穂積1－3－43
(電話 072-627-1121)
(FAX 072-627-1327)

・新たに自動車を取得する場合の自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免
（※大阪ナンバー）
…大阪自動車税事務所寝屋川分室
〒572-0846
寝屋川市高宮栄町13－2
(電 話 072-823-1801)
(FAX 072-820-1143)

※なにわナンバーの方は、なにわ分室へ。
※和泉・堺ナンバーの方は和泉分室へ。
※自動車登録に関する相談は大阪運輸支局へ。

・自動車税コールセンター
(電話 0570-020156)
(IP等でつながらない場合 6776-7021)

次の表の身体障がい者等に対しては、自動車税種別割及び自動車税環境性能割が１台に限り減免されます。

所有者	運転者	身体障がい者等			
		18歳以上の軽度の身体障がい者	18歳未満の身体障がい者、18歳以上の軽度以外の身体障がい者	療育手帳等の交付を受けている方	精神障がい者保健福祉手帳１級で自立支援医療受給者証の交付を受けている方
本人	本人	○	○	○	○
	身体障がい者等の家族	－	○	○	○
身体障がい者等の家族	本人	－	○	○	○
	身体障がい者等の家族	－	○	○	○

・○印は自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免を示します。
・自家用自動車（白ナンバー）に限ります。
・構造変更の有無は問いません。
・減免額など詳しくは、各窓口へお問い合わせください。

（参考） 障がいの程度 （身体障がい者手帳）

区分	軽度以外の障がい（重度の障がい）	軽度の障がい
下肢不自由	１級～３級	４級～６級
体幹不自由	１級～３級	５級
上肢不自由	１級～３級	４級～６級
脳原性運動機能障がい	１級～４級	５級・６級
視覚障がい	１級～４級	５級・６級
聴覚障がい	２級～４級	６級
平衡機能障がい	３級	５級
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい	１級～３級	４級
音声・言語、そしゃく機能の障がい	３級・４級	－

制　度　名　称	内　　容
⑷　交通運賃の割引	旅客鉄道・バス・航空・船舶を利用されるときに割引を受けられます。 手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃割引欄に記載している種別（第１種・第２種）により、割引内容が異なります。 また、鉄道事業者等によって対象者や内容が異なることがあります。 第１種身体障がい者・知的障がい者とは ・身体障がい者　次表の左欄に掲げる障がいの区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級に該当する障がいがある方。

障がいの区分			障がいの程度
視覚障がい			１級から３級までの各級及び４級の１
聴覚障がい			２級及び３級
肢体不自由	上肢不自由		１級、２級の１及び２級の２
	下肢不自由		１級、２級及び３級の１
	体幹不自由		１級から３級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	１級及び２級 (１上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)
		移動機能障がい	１級から３級までの各級 (１下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)
内部障がい	心臓機能障がい		１級から４級までの各級
	じん臓機能障がい		１級から４級までの各級
	呼吸器機能障がい		１級から４級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		１級から３級までの各級
	小腸機能障がい		１級から４級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		１級から４級までの各級
	肝臓機能障がい		１級から４級までの各級

＊障がいの等級については、別表１　身体障害者障害程度等級表を参照してください。

・知的障がい者　療育手帳Ａ（判定は重度）を所持する方。

第２種身体障がい者・知的障がい者とは

上記の第１種に該当しない方。

◎鉄道

＜各鉄道の利用方法＞

券売機で割引切符（車いすマークのボタン等）又は小児用切符を購入してください。

詳しくは各駅・鉄道会社にお問い合わせください。

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	第1種及び第2種の身体障がい者及び 知的障がい者	普通乗車券（片道100kmを超える利用の場合のみ）	５割
介護者とともに乗車する場合 （介護者は１名まで）	第1種障がい者及びその介護者	普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券は除きます）、定期券（本人が12歳未満の場合は、介護者のみ）	５割
	第2種障がい児(１２歳未満)の介護者 ＊障がい者本人が12歳以上の場合、割引の対象にはなりません。	定期券	５割 （介護者のみ）

◎大阪メトロ

・地下鉄ニュートラム

＊障がい者本人が単独で乗車する場合の割引はありません。

＊乗車される場合は、必ず手帳を携帯してください。

＊乗車券販売窓口等において手帳の提示が必要です。

乗車の形態	割引の対象者		割引の内容	割引率
介護者とともに乗車する場合（介護者は１名まで。ただし、車イスを使用する場合は２名まで）	第１種障がい者及びその介護者	大人	普通券、定期券、回数カード	5割
		小児	普通券、定期券、回数カード	
	12歳未満の第2種障がい児及びその介護者	小児	普通券、定期券、回数カード ＊障がい者が12歳以上は対象外	

◎バス

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	障がい者	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
介護者とともに乗車する場合（介護者は１名まで）	第1種障がい者及びその介護者	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
	12歳未満の第2種障がい児の介護者 ＊介護者のみ	定期券	3割

詳しくは、利用されるバス会社にお問い合わせください。

◎航空

主要な定期航空路線の国内全線の航空運賃が割引されます。

詳しくは、利用される航空会社にお問い合わせください。

◎船舶

船舶の旅客運賃も、鉄道と同様の割引がされる場合があります。

詳しくは、利用される船舶会社にお問い合わせください。

<table>
<tr><th>制　度　名　称</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑸　有料道路通行料金の割引

窓　口
…障がい福祉室
障がい者相談
支援センター

※　障がい者相談支援センターでは即日証明できません。</td><td>事前に登録する必要があります。登録自動車は１台のみ。(本人、親族又は介護者が所有する自家用自動車。法人名義を除く。)
・対象者　・障がい者本人が運転する場合
身障手帳の交付を受けている方
・障がい者本人以外の方が運転する場合
１種の身障手帳又は療育手帳Aの交付を受けている方
・割引率　５割
・必要書類
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">障がい者手帳の種類</th><th colspan="5">必要なもの</th></tr>
<tr><th colspan="3"></th><th colspan="2">ＥＴＣカードで割引を受ける方</th></tr>
<tr><th>障がい者手帳</th><th>車検証</th><th>免許証</th><th>ＥＴＣカード(※)</th><th>車載器の管理番号が分かるもの</th></tr>
<tr><td rowspan="2">身障手帳</td><td>１種</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>２種</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>療育手帳</td><td>A</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>
※　ＥＴＣカードは本人名義。但し、18歳未満は保護者名義でも可。
※　所有者や使用者、用途の種別などによっては割引対象外となる場合があります。
※　障がい者相談支援センターでの申請受付の場合、後日、障がい福祉室より証明書を自宅へ郵送します。</td></tr>
<tr><td>⑹　ＮＨＫ放送受信料の減免
窓　口
…障がい福祉室
障がい者相談
支援センター

※　障がい者相談支援センターでは即日証明できません。

お問合せ窓口
…NHK大阪放送局
開発推進部免除担当
大阪市中央区大手前
４－１－２０
(電話 6937－9000)
(FAX 6937－3501)
(平日10:00～17:00)</td><td>
<table>
<tr><th>免除の種類</th><th>要　　件</th></tr>
<tr><td>全額免除</td><td>・世帯に、身体障がい者（児)、知的障がい者（児）又は精神障がい者（児）がいる。
・世帯員全員が市町村民税非課税
・世帯員のいずれかの方が受信契約者</td></tr>
<tr><td>半額免除</td><td>・受信契約者の方が、視覚もしくは聴覚の障がい者、身体障がい者手帳１・２級の所持者、重度の知的障がい者又は精神障がい者手帳1級所持者。
・受信契約者が世帯主</td></tr>
</table>
・必要書類　認め印、身障手帳、療育手帳（判定書）又は精神手帳
（全額免除の場合、世帯全員の市町村民税課税証明書（非課税証明書）が必要な場合あり。)
※　障がい福祉室で申請される場合、窓口で免除基準に該当する証明書を受取り、NHKへ郵送してください。
※　障がい者相談支援センターで申請される場合、免除基準に該当する証明書を障がい福祉室からNHKへ郵送します。
※　対象世帯の住居にある受信機（テレビ）が減免の対象となります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>制　度　名　称</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑺　点字郵便物の
無料扱い
窓　口
…郵便局</td><td>点字郵便物および特定録音物等郵便物の郵送料は免除されます。
「特定録音物等郵便物」とは、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物であり、日本郵便株式会社が指定した施設から差し出し、又はこれらの施設に宛てて差し出されるものをいいます。（３キログラムまで）</td></tr>
<tr><td>⑻　吹田市民プールほか
体育施設個人使用料
の減免
窓　口
…文化スポーツ
推進室
（313番窓口）

(電話　6384-2394)
(FAX 6368-9908)

※手帳や判定書の提示
が必要です。</td><td>
<table>
<tr><th>対　象　者</th><th>区　分</th><th>障がい程度</th><th>減免対象者</th><th>減免率</th></tr>
<tr><td rowspan="3">身体障がい者（児）
（身障手帳所持者）</td><td rowspan="2">大人
（12歳以上）</td><td>1・2・3・4級</td><td>本人及び
（※2）介助者</td><td rowspan="7">障がい者
１００％
又は
５０％
（※１）

介助者
１００％</td></tr>
<tr><td>5・6級</td><td>本人のみ</td></tr>
<tr><td>小人
（12歳未満）</td><td>1・2・3・4
・5・6級</td><td>本人及び
（※2）介助者</td></tr>
<tr><td>知的障がい者（児）
（療育手帳又は判定書所持者）</td><td></td><td>A（重度）・
B1（中度）・
B2（軽度）</td><td>本人及び
（※2）介助者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">精神障がい者（児）
（障がい者手帳所持者）</td><td rowspan="2"></td><td>1・2級</td><td>本人及び
（※2）介助者</td></tr>
<tr><td>3級</td><td>本人のみ</td></tr>
</table>
（※１）　吹田市民プールは市内在住・在勤・在学の障がい者（児）が100%、その他の吹田市立体育施設は市内在住の障がい者（児）が50%となります。
（※２）　障がいの程度等により障がい者1人につき複数人の介助者を必要とする場合、当該介助者については使用料が免除されます。
</td></tr>
<tr><td>⑼　青い鳥葉書の
配布
郵　送
…郵便局</td><td>身障手帳1・2級又は療育手帳Ａの交付を受けた方に通常葉書20枚を配布します。
・受付期間　4月1日から5月31日まで（土日の場合は翌営業日）

※お渡しは4月20日以降</td></tr>
<tr><td>⑽　携帯電話料金
割引
窓　口
…各携帯電話会社</td><td>身障手帳、療育手帳又は精神手帳をお持ちの方に、携帯電話料金の割引制度がある場合があります。詳しくは、各携帯電話会社へお問い合わせください。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>制　度　名　称</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑾　万博公園の入園料・駐車場使用料の免除
窓　口
…万博記念公園
コールセンター
吹田市千里万博公園
１－１
（電話0120-197-089
又は06-6877-7387）</td><td>身障手帳、療育手帳又は精神手帳等をお持ちの方とその付添者（手帳等所持者１人につき１人まで）は、自然文化園・日本庭園の入園料及び駐車場使用料が免除となります。

・入門ゲートにて手帳等の提示が必要です。手帳所持者の方が御提示ください。
・駐車場を御利用の場合は、駐車券を入門ゲートにて御提示ください。駐車料の無料処理をいたします。</td></tr>
<tr><td>⑿　ＮＴＴ１０４
無料番号案内
窓　口
…ＮＴＴ西日本
ふれあい案内担当
フリーダイヤル
（0120-104-174）
受付時間
月～金曜日
9時～17時
（土･日･祝及び
年末年始を除く）

FAXフリーダイヤル
（0120-104-134）
〔※用紙には氏名･
連絡先･FAX番号を
記載してください。〕</td><td>電話帳利用が困難な視覚･聴覚･上肢等の障がい、知的又は精神障がいのある方が事前に登録することでＮＴＴの104（番号案内）を無料で利用できる制度です。

対象者・・・（ア）身障手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方
<table><tr><th>区　　分</th><th>等　　級</th></tr><tr><td>視覚障がい</td><td>1級～6級</td></tr><tr><td>聴覚障がい</td><td>2･3･4･6級</td></tr><tr><td>肢体不自由
（上肢、体幹又は乳幼時期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）</td><td>1･2級</td></tr><tr><td>音声機能、言語機能又は
そしゃく機能の障がい</td><td>3･4級</td></tr></table>（イ）療育手帳をお持ちの方
（ウ）精神手帳をお持ちの方
（エ）戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの傷病のある方
<table><tr><th>区　　分</th><th>障がいの程度</th></tr><tr><td>視覚障がい</td><td>特別項症～第6項症</td></tr><tr><td>聴覚障がい</td><td>第2項症･第4項症</td></tr><tr><td>上肢障がい</td><td>特別項症～第2項症</td></tr><tr><td>音声機能、言語機能又は
そしゃく機能の障がい</td><td>第1項症･第2項症･第4項症</td></tr></table>※　詳しくは、NTT西日本ふれあい案内担当へお問い合わせください。
なお、代理の方が届ける場合は、登録申込者の印鑑が必要です。
※　ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104の利用可能な通信事業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。</td></tr>
</table>

制　度　名　称	対　　象　　者	内　　容
⒀　バリアフリー改修した住宅の 固定資産税の減額 窓口 …資産税課 （205番窓口） (電話 6384-1247) (FAX 6368-7344)	次のいずれかの方が申請時に居住していること ・障がいのある方 ・改修工事が完了した翌年の1月1日現在65歳以上の方 ・介護保険の「要支援・要介護」認定を受けている方	新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸を除く）で、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した翌年度に限り、対象家屋の100㎡分までの固定資産税額3分の1を減額します。 ・対象家屋 延床面積が50㎡以上280㎡以下であること。 ・対象工事 廊下又は出入口の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取付け、 床の段差解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化 ・その他 補助金等を除く自己負担額が1戸あたり50万円を超える改良工事であること ※省エネ改修工事による減額措置との併用は可能です。但し、同工事により認定長期優良住宅に該当することになった家屋（固定資産税額の3分の2の減額をうける家屋）は併用できません。 ※耐震改修工事による減額措置との併用はできません。 ※バリアフリー改修工事に伴う減額措置は一戸につき一度しか適用されません。 ※工事完了後3か月以内に添付書類を添えて申請してください。
⒁　市営自転車駐車場の定期使用料の割引 窓口 →各自転車駐車場	手帳等（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）をお持ちで、市営自転車駐車場を定期使用する方は、定期使用料の割引を受けることができます。割引率は30%になります。（100円未満は切捨て）。 ・手帳等の提示が必要です。	